



平成 24 年 6 月 7 日

各 位

会社名 株式会社進学会
代表者名 代表取締役社長 平井崇浩
(コード番号 9 7 6 0 東証第 1 部)
[問合せ先] 取締役社長室長城畑隆二
(電話 011-863-5561)

栄光ホールディングスの昨日付け「株主提案に係る進学会からの取締役 2 名の選任議案に対する反対決議に関するお知らせ」に対する当社見解について

平成 24 年 6 月 7 日付けで栄光ホールディングス株式会社より「株主提案に係る進学会からの取締役 2 名の選任議案に対する反対決議に関するお知らせ」と題するプレスリリースが開示されましたので、現時点における当社の見解を下記のとおりお知らせ致します。

記

当社は、平成 24 年 5 月 15 日付け「栄光ホールディングスへの取締役派遣に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、資本業務提携関係にある栄光ホールディングス株式会社（以下「栄光 HD」といいます。）に対して、当社より 2 名の取締役を派遣することとしておりました。

これは、栄光 HD が、グループ経営機能の強化、経営の機動性の向上、人材育成、企業再編の促進といった持株会社制度移行の目的とさらなるガバナンス強化を実現することを目指して、当社と同じく栄光 HD の主要株主であった株式会社増進会出版社（以下「増進会」といいます。）とともに共同して、平成 24 年 4 月 27 日付けで株主提案を行ったという経緯に基づいたものでした。なお、増進会も栄光 HD に対して 2 名の取締役を派遣することとしておりました。

株主提案した内容に関しては、当社と増進会は、株主提案を行う前から継続的に栄光 HD との協議を行っており、その後も継続的に協議を重ね、ガバナンスの強化という目的をさらに盤石とするため、上記の 4 名の取締役のほか、社外取締役と社外監査役を 1 名ずつ選任することの協議がまとまっておりました。

その結果、栄光 HD 側では、当社と増進会の提案内容についてご賛同頂き、平成 24 年 5 月 15 日付け「新経営体制への移行及び取締役の異動に関するお知らせ」と題するプレスリリースが開示されておりました。同プレスリリースにも記載されておりますが、栄光 HD においては、持株会社制度移行の目的やガバナンス強化の趣旨に賛同し、同社の取締役 9 名のうち（栄光 HD の定款上、取締役の定員は 9 名となっています。）、6 名が同日付けで退任

の上、担当する事業子会社の業務に専念することとし、また、さらに1名が追って退任し、平成24年6月開催予定の定時株主総会で上記の4名を含む取締役5名を選任する議案を上程することとなっていました。加えて、その後の協議の結果、栄光HDの現任の社外監査役からの要請もあり、さらに1名社外監査役を選任することが予定されておりました（なお、株主提案の内容となっていなかった残り1名の社外取締役候補者と社外監査役候補者は、当社や増進会とは関係のない第三者出身の候補者でした。）。

そして、当社は、栄光HDが平成24年5月29日に取締役会を開催し、上記の取締役候補者5名と監査役1名の選任議案を含む同社の第1回定時株主総会の議案について決議する予定であるとの連絡を受けておりました。

しかしながら、栄光HDでは、突然、同日の取締役会の開催を中止し、その後、取締役会を開催することなく昨日に至っていました（定時株主総会の招集に関する取締役会の決議については、6月総会の会社であれば、5月中に行うことが通常です。）。

そして、栄光HDは、当社に何らの連絡もないままに、突如として冒頭でお伝えした2本のプレスリリースを開示し、当社との間に「その企業理念、経営方針、上場会社としてのガバナンス体制の在り方、遵法意識等、企業経営の根幹に関わる部分において、埋めがたい相違点があることが明らかになった」とし、当社の派遣する予定であった2名の取締役候補者の選任議案に反対の意思表示をするに至りました。

当社としましては、これまで増進会とともに栄光HDと継続的に協議を行っておりましたので、このように突如として、これまでの協議内容を一方的に反故にしたことに大変驚き困惑するとともに、遺憾に感じております。

例えば、当社は、これまで栄光HDの挙げる「埋めがたい相違点」の筆頭に挙げられている当社の著作権侵害問題については、過去に同様の問題を抱えたことのある栄光HDから自らの経験をふまえて積極的にご協力を頂いておりましたが、栄光HDから具体的な懸念を表明されたこともありませんでしたし、また、この問題について協議を求められたこともありませんでした。当然のことながら、栄光HDが平成24年5月15日付け「新経営体制への移行及び取締役の異動に関するお知らせ」を開示するまでも、著作権問題について栄光HDから何らの指摘を受けることはなく、その後も同様でした。

その他の「埋めがたい相違点」として挙げられている事項についても、抽象的に当社の信用を失墜させるような内容が記載されているのみで、具体的に栄光HDがどのような主張をしているのか判然とせず、客観的事実に反する内容と言わざるをえません。

したがって、当社としましては、栄光HDが当社の派遣する取締役候補者に係る議案について反対を表明し、また、社外取締役候補者の選任議案の上程を中止したことに合理的な理由はないと判断せざるを得ず、取締役の保身など何か別の意図があるのではないかと考えざるを得ません。

当社としましては、このような内容の開示は、当社の信用のみならず、当社がその株式を保有する栄光 HD のグループ自体の企業価値をも毀損するものと言わざるを得ませんので、栄光 HD ないし同社取締役に対して法的措置を含めて対応を検討してまいります。また、栄光 HD の開示した内容についての当社としての具体的見解につきましては、改めてお知らせする予定です。ただし、当社としましては、現在も、栄光 HD の総株主の議決権の約 3 割を保有する筆頭株主であり、栄光 HD の企業価値の向上が、当社にとっても有益であると考えていることに変わりはありません。そのために、相互に資本業務提携関係にある、当社、増進会、栄光 HD の 3 社が協力していくことが最善の方法であるものと考えております。当社としましては、この点を勘案して、適時・適切に今後の対応を検討して参る予定です。

以 上